

2 だれもが安心できる医療の確保のために

地域に必要な医師等を養成・確保するための仕組みづくり

道 1 地域医師確保推進事業費（平成19年度開始）

868,216千円

医師の地域偏在がより深刻化し、地域の医師確保が喫緊の課題となる中、道外からの医師招へいなどにより地域の医師確保に対応する体制を整備し、地域医療の確保を図る。

- | | |
|--|-----------|
| (1) 地域医師連携支援センター運営事業費（平成24年度開始） | 72,661千円 |
| 医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行うため、地域医療課内に地域医師連携支援センターを設置し、医師の地域偏在の解消を図る。 | |
| ① 地域医療対策支援事業(ドクターバンク事業) | 23,125千円 |
| 公益財団法人北海道地域医療振興財団が実施するドクターバンク事業に対して支援する。
補助先 公益財団法人北海道地域医療振興財団 | |
| ② 専門医師派遣推進事業 | 21,860千円 |
| 地域における専門医師等の不足解消を図るため、民間病院等と連携し医師の派遣を推進する。 | |
| ③ 医師不足状況等調査 | 271千円 |
| 道内の医療機関に対してアンケート調査などを実施する。 | |
| ④ 地域医療を担う青少年育成事業 | 720千円 |
| 本道の地域医療を担う人材の育成のため、小・中学生を対象とした体験学習等を実施する。 | |
| ⑤ 指導医養成事業 | 1,544千円 |
| 道内臨床研修病院の研修指導医等を対象に、プライマリケアの指導方法等に関する講習会を実施し、地域の臨床研修病院の指導体制の充実を図る。 | |
| ⑥ 北海道地域枠制度運営事業 | 4,787千円 |
| 地域医師連携支援センターにおいて、北海道医師養成確保修学資金貸付金における「地域枠医師のキャリア形成に配慮した具体的な配置先の決定システム」の運用を図る。 | |
| ⑦ 産科医・小児科医養成支援特別対策費補助金 | 5,766千円 |
| 医育大学と連携して、産科医及び小児科医の安定的な確保を図ることにより、道内において安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図る。 | |
| ⑧ 道外医師招聘等事業 | 12,462千円 |
| 全国の医師や医学生を対象に、道内の地域医療への関心を高めるための周知活動等を行い、関心を持つ医師や医学生に対し個別に働きかけ、道内の地域医療を担う医師を確保し、地域の医師不足の改善を図る。 | |
| ⑨ 地域医師確保対策事業(医療対策協議会) | 2,126千円 |
| 北海道医療対策協議会における円滑な医師派遣調整を実施する。 | |
| (2) 地域医療支援センター運営事業費（平成21年度開始） | 144,000千円 |
| 道内の医師不足地域に対して、安定的に医師を派遣するため、医育大学と連携の上、地域医療支援センターを設置する。 | |
| (3) 医師養成確保修学資金貸付事業（平成20年度開始） | 380,512千円 |
| 地域医療を担う医師を確保するため、一定期間地域の医療機関に勤務することを誓約した医育大学地域枠入学者を対象として修学資金を貸与する。 | |
| (4) 緊急臨時的医師派遣事業費（平成20年度開始） | 156,327千円 |

- 医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣の体制整備を図る。
- (5) 女性医師等就労支援事業費補助金（平成28年度開始） 72,442千円
女性医師の就労サポート、勤務体制整備に取り組む医育大学、道医師会及び関係医療機関に対し支援する。
- (6) 医学生等地域医療体験実習支援事業費（平成28年度開始） 12,242千円
道内医育大学の地域枠入学生など本道の地域医療に興味を有する医学生や医療従事者をめざす学生を対象に、地域医療に従事している医師や関係者、地域住民との意見交換や交流などの学外実習を実施することにより、地域医療に対する理解と意欲を高め、将来の地域勤務の促進を図る。
- (7) 総合診療医確保推進等事業費（平成29年度開始） 15,302千円
総合診療専門医取得後の若手医師を指導医として養成し、今後の道内勤務につなげる医療機関の取組に対し補助するとともに、総合診療医を目指す人材の確保・養成を支援する。
- (8) 専攻医等確保推進事業費（平成29年度開始） 14,730千円
専攻医等にとって魅力ある職場となり、キャリア形成が図られる環境をつくるため、地域全体で医療を支える機運を醸成するとともに、指導医の派遣など地域における研修体制を構築する。

道2 地域医療介護総合確保基金事業費（平成26年度開始）

1,464,222千円

- (1) 新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業（平成22年度開始） 91,240千円
新人看護職員の離職の防止を図るため、臨床実践能力を修得するための研修を実施する医療機関に対し助成する。
補助先 医療機関 155施設
補助率 1/2
- (2) 看護職員養成施設運営支援事業費補助金（昭和46年度開始） 640,221千円
看護職員の養成を促進するため、民間の設置する養成機関の運営事業に対して助成する。
補助先 養成機関 34施設
補助率 10/10
- (3) 認定看護師育成事業（平成18年度開始） 5,700千円
特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる専門性の高い看護師の育成を促進する事業に対して助成を行う。
補助先 1か所
補助率 定額補助
- (4) 多様な勤務形態導入支援事業（平成22年度開始） 6,870千円
看護職員の多様な勤務形態の導入を促進するため、医療機関の管理者への研修会の開催や先駆的に導入する病院に対し助成する。
補助先 医療機関 6か所
補助率 1/2
- (5) 助産師外来実践能力向上研修支援事業（平成22年度開始） 2,001千円
助産外来の設置促進を図るため、助産師の実践能力向上のための研修会を実施する。
委託先 一般社団法人 北海道助産師会
- (6) 看護師等養成所整備事業費補助金（平成26年度開始） 5,724千円
看護職員の不足を解消するため、看護師等養成所の施設整備及び設備整備に対し補助を行い、看護職員の養成力の強化・充実に資する。

2 だれもが安心できる医療の確保のために

- 補助先 養成施設 1か所
補助率 1/2以内
- (7) 看護管理研修事業費（平成27年度開始） 8,629千円
看護管理者に対し看護管理機能の向上のための研修を実施し、看護管理者の資質の向上を図る。
- 委託先 公益社団法人北海道看護協会
- (8) 看護職員出向応援事業（平成27年度開始） 14,326千円
緊急的な看護職員確保のため、都市部からへき地等看護職員不足地域の医療機関に看護職員を派遣・出向させるとともに、医療介護の連携強化と退院支援・在宅療養支援の実践能力、助産実践能力の向上を図る。
- 委託先 公益社団法人北海道看護協会
- (9) 離職看護職員相談事業（平成27年度開始） 15,899千円
離職した看護職員の届出制度を活用して、離職中の看護職に対して再就業につながるよう対象者に応じて効果的に働きかけるとともに、医療機関等に対して離職中の看護職が働きやすい勤務形態を提案するなど復職支援を行う。
- 委託先 公益社団法人北海道看護協会
- (10) 病院内保育所施設整備事業費補助金（平成27年度開始） 16,640千円
医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療従事者のために設置する病院内保育所の施設整備に対し補助する。
- 補助先 医療機関 2か所
補助率 1/3以内
- (11) 看護師宿舎等施設整備事業費補助金（平成27年度開始） 87,440千円
看護師の勤務環境改善のため、看護師詰め所等及び看護師宿舎の施設整備に対し補助を行い看護職員の離職防止・就業定着を図る。
- 補助先 6か所
補助率 1/3以内
- (12) 子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金（平成14年度開始） 535,562千円
医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療従事者のために設置する病院内保育所の運営事業に対し補助する。
- 補助先 168か所
補助率 民間 2/3以内、市町村立 1/4以内
- (13) 地域看護人材育成事業（平成27年度開始） 1,021千円
高校生等の若い世代に対し看護に関するセミナーを実施し、看護師志望の意識醸成を図り、将来地域の看護を担う人材を育成する。
- (14) 現任教育体制整備支援事業（平成28年度開始） 12,671千円
認定看護師等の熟練した看護技術と知識を用いた看護実践の普及により、小規模病院等における看護ケアの拡充と質向上を支援する。
- (15) 地域薬剤師確保推進事業費（平成26年度開始） 20,278千円
未就業女性薬剤師等の復職支援事業と薬剤師バンクを活用した就業斡旋及び派遣事業を実施し、地域包括ケア体制の拠点となる病院や薬局における薬剤師の確保を推進する。

道3 自治医科大学運営事業費負担金（昭和45年度開始）

135,000千円

へき地等の医療の確保・向上を図ることを目的として設立された自治医科大学の運営費を負担す

ることにより、道内のへき地等に勤務する医師を継続的かつ安定的に確保する。

補助先 学校法人自治医科大学

入学者 毎年度2～3人

卒業医師 臨床研修修了後、医師充足率の低い市町村立病院等に対し派遣

【自治医科大学】

都市や地方を問わず住民が等しく医療を受けられるよう、へき地等の地域医療に従事する医師を養成することを目的として、全国の都道府県が共同で出資し設立。

道においても、昭和47年度から道内の地域医療に情熱をもった学生を修学させるとともに、大学への負担金及び出資金を支出している。

開学 昭和47年4月1日

所在地 栃木県下野市薬師寺

入学定員 123名（47都道府県×2～3名＋栃木県地域枠3名）

卒業医師の義務期間 9年間（修学資金貸与期間6年×1.5）

4 診療所維持運営費（昭和32年度開始）

216,757千円

へき地における地域住民の医療を確保するため、診療所を設置し運営する。

設置か所 8か所（7市町村）

5 へき地医療対策事業費補助金（昭和45年度開始）

178,186千円

無医地区等への巡回診療及びへき地診療所への医師派遣などを行うへき地医療拠点病院の整備・運営事業、へき地診療所の整備・運営事業、市町村の実施するへき地患者輸送車の整備事業に対し助成する。

(1) へき地医療拠点病院事業費補助金

22,234千円

補助先 8か所

補助率 10/10（国1/2、道1/2）

(2) へき地診療所事業費補助金

155,952千円

① 施設・設備整備費

121,524千円

補助先 施設整備費 2か所、設備整備費 11か所

補助率 1/2（国1/2）

② 運営費

29,078千円

補助先 5診療所

補助率 2/3（国2/3） 1/3（国1/3）

③ 患者輸送車運行

5,350千円

補助先 15か所（市町村）

補助率 1/2（国1/2）

6 離島・無医地区等巡回診療費（昭和25年度開始）

4,058千円

離島における医療の確保が困難な地域住民の歯科診療を実施し、住民の健康維持を図る。

2 だれもが安心できる医療の確保のために

離島無菌科医地区巡回診療実施地区 2地区

道7 看護職員等養成修学資金貸付金（昭和36年度開始）

200,880千円

看護職員の確保・充実を図るため、道内の看護職員養成機関の学生に対してその修学に必要な資金の貸付を行う。併せて、看護職員の不足が深刻な地域の地域センター病院へ将来就業する学生に特別修学資金の貸付を行う。

貸付内訳	保健師・助産師	5人
	看護師	442人
	准看護師	87人
	大学院等	8人

道8 ナースセンター事業費（平成14年度開始）

47,135千円

看護職員の再就業者の確保を図るため、就業相談、求人・求職の斡旋などを行う。

委託先	公益社団法人北海道看護協会
事業内容	ナースバンク事業、訪問看護支援事業、「看護の心」普及事業

9 外国人看護師候補者就労研修支援事業（平成22年度開始）

3,248千円

インドネシア・フィリピン・ベトナムとの経済連携協定（EPA）に基づく外国人（インドネシア人・フィリピン人・ベトナム人）看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び受入施設の研修支援体制の充実を図る。

補助先	医療機関	4か所
補助率	1/2（国1/2）	

道10 地域精神医療確保対策事業費（平成7年度開始）

2,616千円

精神科医師の確保が困難な医療機関（クリニック）に対し、基幹精神科病院からの医師等の派遣などを行うことにより、地域における精神科医療の確保を図る。

実施医療機関（クリニック）	本別町国保病院 今金町国保病院 広尾町国保病院 寿都町立寿都診療所
---------------	-----------------------------------

地域に必要な医療の確保に向けた医療機能連携のための体制づくり

道1 地域医療介護総合確保基金事業費（平成26年度開始）

2,756,380千円

- (1) 在宅医療提供体制強化事業（平成27年度開始） 190,329千円
いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を見据え、在宅医療を担う医師を育

成する医療機関や、訪問診療に使用する医療機器等の整備などに補助するほか、多職種連携体制の構築や人材育成の取組を通じて、地域における在宅医療提供体制を強化する。

- ① 在宅医療グループ診療の運営
 - 補助先 医療機関、医師会、市町村
 - 補助率 10/10
 - ② 在宅医療の推進に資する取組支援
 - 補助先 市町村
 - 補助率 1/2
 - ③ 訪問診療用ポータブル機器等整備
 - 補助先 医療機関、医師会
 - 補助率 1/2
 - ④ 多職種連携協議会の運営等
- (2) 小児等在宅医療連携拠点事業（平成27年度開始） 17,372千円
 在宅で療養する小児等に対し、必要な医療・福祉サービスが提供され、安心して療養できるよう、福祉や教育等とも連携しながら、地域で在宅療養を支える体制を構築する。
- ① 小児等在宅医療連携拠点事業（全道事業・地域モデル事業）
 - 補助先 医療機関、指定訪問看護事業者、医師会、市町村、福祉サービス等を実施している法人
 - 補助率 10/10
 - ② 北海道小児在宅医療推進協議会の運営等
- (3) 医療勤務環境改善支援センター運営事業費（平成26年度開始） 17,145千円
 医療従事者の確保を図るためには、医療機関自らが勤務環境の改善を進め、離職防止・定着対策を講ずる必要があることから、医療機関の自主的な取組を促進するため、医療勤務環境改善支援センターを設置し、総合的・専門的な支援を行う。
- (4) 医療勤務環境改善支援事業費補助金（平成26年度開始） 27,000千円
 医師の業務負担を軽減するため、医師事務作業補助者を配置し、本来の診療業務に専念できる体制づくりを進めるとともに、医療機関における勤務環境改善を図る取組に対して支援する。
- 補助先 医療機関
 - 補助率 1/2
- (5) 病床機能分化・連携促進基盤整備事業費補助金（平成26年度開始） 1,979,133千円
 急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において確保するため、病床の機能分化・連携推進するための施設・設備整備等を行う。
- ① 病床機能の転換（急性期病床から回復期病床等への転換）
 - 補助先 病院
 - 補助率 1/2
 - ② 病床のダウンサイズに伴う診療所等の整備や診療機能の強化等
 - 補助先 病院
 - 補助率 1/2
 - ③ 病院の再編・ネットワーク化
 - 補助先 病院
 - 補助率 1/2
 - ④ 理学療法士等の確保
 - 補助先 病院
 - 補助率 1/2
 - ⑤ 理学療法士等資質向上研修

2 だれもが安心できる医療の確保のために

- 補助先 病院
補助率 1/2
- (6) 患者情報共有ネットワーク構築事業費（平成26年度開始） 402,230千円
病病・病診間等で患者情報を共有するネットワークを構築することにより、医療機関等連携機関相互における役割分担、連携の推進、救急医療等の効率化等を図る。
- 補助先 医療機関
補助率 1/2
- (7) 遠隔医療促進事業費（平成28年度開始） 20,578千円
都市部の専門医が、遠隔地の医師に「Face to Face」で指導・助言を行うための遠隔TVカンファレンスシステムの導入等を支援する。
- ① 遠隔TVカンファレンスシステム導入経費への補助
補助先 医療機関
補助率 1/2
- ② 指導・助言に対する逸失利益相当経費支援
補助先 支援側医療機関
補助率 10/10
- ③ 在宅患者を遠隔診療等するためのコミュニケーションツールなどの導入経費への補助
補助先 離島、過疎地等の市町村
補助率 設備 1/2、運営費 10/10
- (8) 地方・地域センター機能強化事業費補助金（平成27年度開始） 96,780千円
道が、各圏域の中核的病院として指定している地方センター病院（第三次医療圏）、地域センター病院（第二次医療圏）の地域医療支援機能を強化し、圏域におけるきめ細やかな医療提供体制を構築する。
- 【地方センター病院】
第三次医療圏の高度・専門医療機関として、特殊な疾病や高度専門医療に対応できる医療機能を備え、臨床に密着した研修・研究が可能な施設及びスタッフを有し、地域の医療機関への専門医師などの派遣や技術援助を行う。
指定数 5病院（5圏域）
- 【地域センター病院】
プライマリ・ケアを支援する第二次医療機関であり、かつ、第二次医療圏の中核医療機関として、地域に必要な診療体制を確保し、比較的専門性の高い医療を担うとともに、地域の医療機関への医師などの派遣、技術援助、地域の医師などを対象とした研修会の実施、無医地区等への巡回診療を行う。
指定数 25病院（19圏域）
- ① 医師等医療従事者派遣
補助先 地方・地域センター病院
補助率 1/2
- ② 設備整備
補助先 地方・地域センター病院
補助率 1/2
- ③ 研修会等開催
補助先 地方・地域センター病院
補助率 1/2
- (9) 訪問薬剤管理指導実施体制整備促進事業費（平成27年度開始） 5,813千円
訪問薬剤管理指導の実施に必要な基本的な知識等に関する研修会等を開催し、薬剤師の資

質向上を図るとともに、在宅医療への参加を促すため、他職種との連携体制を促進する。

2 医療施設近代化施設整備事業費補助金（平成5年度開始）

214,875千円

医療資源の効率的な再編を図り、患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を行う病院の老朽改築整備や医療機器の適正な使用を推進し、患者に対する安全対策に資するための医療機器管理室の整備に対して助成する。

補助先 一般病院 2か所

補助率 1/3（国1/3）

3 有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助金（平成26年度開始）

621,162千円

医療機関の防災体制の充実及び強化を図るため、病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所のスプリンクラー等防火設備の整備に対して助成する。

補助先 医療機関等 26か所

補助率 定額

4 遠隔医療情報通信機器整備費補助金（平成14年度開始）

1,828千円

医療機関のIT化の促進を図るため、画像診断などの遠隔医療の実施に必要なコンピューター機器等の整備に対し、助成する。

補助先 医療機関 1か所

補助率 1/2（国1/2）

道5 休日夜間診療確保対策費補助金（昭和49年度開始）

247,721千円

休日夜間の診療体制を確保するため、医療機関が当番制で休日夜間診療を行うための運営事業に対し助成する。

補助先 一般社団法人北海道医師会

一般社団法人北海道歯科医師会

道6 小児救急医療対策費（昭和52年度開始）

164,293千円

入院治療を必要とする小児重症救急患者に対する小児二次救急医療体制を確保するため、市町村が輪番制方式により行う小児救急医療支援事業や小児患者に対応する救命救急センターに対して助成する。また、地域の小児初期救急医療体制を補強するため、内科医師等を対象として小児救急に関する研修事業を実施する。

(1) 小児救急医療支援事業

148,132千円

補助先 21圏域

補助率 2/3（道2/3）

2 だれもが安心できる医療の確保のために

- | | | |
|-----|------------------|----------|
| (2) | 小児救命救急医療体制整備支援事業 | 12,463千円 |
| | 補助率 救命救急センター | |
| | 補助率 1/2 (道1/2) | |
| (3) | 小児救急医療地域研修事業費 | 3,698千円 |
| | 委託先 一般社団法人北海道医師会 | |

7 災害拠点病院整備事業費 (平成9年度開始)

35,618千円

災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図るため、地域の中核病院を災害拠点病院として指定し、災害時の搬送受入機能、水・医薬品・医薬材料の備蓄機能を付与するための施設及び機器の整備事業等に対し助成するとともに道が実災害を想定したDMAT訓練を実施する。

- (1) DMA T訓練事業
北海道DMA T実動訓練の実施
- (2) 災害拠点病院整備事業
自家発電装置の整備
補助先 製鉄記念室蘭病院
補助率 0.33 (国0.33)
- (3) 防災訓練等参加支援事業
国総合防災訓練参加に要した経費の補助
補助先 訓練参加機関
補助率 10/10 (国10/10)

【災害拠点病院】

災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図るため、概ね二次医療圏ごとに災害拠点病院を指定し、備蓄倉庫・耐震構造・自家発電装置・ヘリポートなどの施設設備や災害時に必要な応急用医療資機材等の整備を進める。

指定施設数	基幹災害拠点病院	1病院
	地域災害拠点病院	33病院

【DMAT】

Disaster Medical Assistance Teamの略、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームのこと。

DMAT指定医療機関数	34病院
-------------	------

8 医療施設耐震整備事業費補助金 (平成25年度開始)

17,324千円

地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、医療施設の耐震化又は補強等に対し助成する。

補助先	医療機関	1か所
補助率	1/2 (国1/2)	

道9 災害医療従事者研修等事業費 (平成27年度開始)

4,667千円

災害医療体制の充実を図るため、国において実施するDMAT隊員養成研修のうち、道内で完結

する局地災害に係るプログラムについて、道において研修を実施することにより、災害医療従事者の養成を推進する。また、避難所等での医療支援に従事する医療救護班の派遣要員を養成するための研修に対し、助成する。

- (1) DMA T 隊員養成研修事業
「北海道災害医療従事者研修」の実施
- (2) 災害医療体制確保事業
「北海道医師会 J M A T 研修会」の実施
補助先 北海道医師会
補助率 10/10 (国10/10)

10 救命救急センター事業費補助金（昭和52年度開始）

140,125千円

重篤救急患者の救命医療を行うために必要な高度の診療機能を有し、24時間体制で診療に当たる救命救急センターに対し助成するほか、急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院を促進し、救急医療用病床を有効に活用するとともに医師等の負担軽減等を図る。

- (1) 運営費 101,588千円
補助先 救命救急センター 3病院
補助率 2/3 (国1/3、道1/3)
- (2) 救急患者退院コーディネーター事業 3,241千円
補助先 救命救急センター 1病院
補助率 1/3 (国1/3)
- (3) 施設整備 35,296千円
補助先 救命救急センター 1病院
補助率 1/3 (国1/3)

11 ヘリポート施設等整備事業費（平成28年度開始）

10,508千円

救命救急センター及び入院を要する二次救急医療体制病院へヘリポート等を整備することにより救急医療体制の充実を図る。

- (1) ヘリポート整備 8,288千円
補助先 救命救急センター 2病院
補助率 1/3 (国1/3)
- (2) 施設整備 (CCU、ICU等) 2,220千円
補助先 二次救急医療機関 1病院
補助率 1/3 (国1/3)

12 緊急時医療活動施設設備整備費（昭和63年度開始）

76,522千円

緊急時における医療活動の充実を図るため、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に基づき必要な設備の整備、維持を行う。

道13 救急医療体制確保事業費補助金（昭和46年度開始）

9,989千円

救急医療対策の円滑な運営と基盤整備のために、北海道医師会及び北海道歯科医師会が実施する救急医療対策事業等に助成する。

補助先 一般社団法人北海道医師会
一般社団法人北海道歯科医師会

14 ドクターヘリ整備事業費（平成17年度開始）

996,919千円

救命医療の確保及びより迅速な救急搬送体制の整備を図るため、救命医療に必要な医療機器等を装備し、救急医療の専門医及び看護師が搭乗し、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者の救命医療を行うドクターヘリ事業に助成する。

補助先 救命救急センター 4か所（道央、道北、道東、道南）
補助率 10/10（国1/2、道1/2）

15 患者搬送航空機運航事業（平成29年度開始）

99,896千円

地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療を必要とする患者を継続した医学的管理のもと短時間で治療可能な専門医療機関へ搬送するためメディカルウイング（患者搬送固定翼機）を運航する。

16 救急医療搬送体制等事業費（昭和55年度開始）

3,340千円

離島及びへき地等で発生した緊急の傷病者をヘリコプター等により高度診療機能を有する医療機関に搬送する体制を確立する。

17 地域医療対策支援事業費（平成14年度開始）

916千円

北海道へき地保健医療計画に基づき、「へき地医療支援機構」を運営し、広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施する。また、地域の医療提供体制の分析評価を基に、地域における自治体病院等の広域化・連携を推進する。

18 救急法等講習会事業費（平成3年度開始）

829千円

地域住民を対象に講習会を実施し、救急法の普及・啓発を図るとともに、9月9日の「救急の日」を中心とした救急医療週間において、救急医療に関する普及啓発活動を実施する。

道19 小児救急電話相談事業費（平成16年度開始）

26,614千円

保護者等が電話により、小児科医や看護師から子供の症状に応じた適切なアドバイスを受ける「小児救急電話相談事業」を実施する。

20 がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金（平成19年度開始）

118,000千円

北海道知事からの推薦に基づき、厚生労働大臣が指定する「がん診療連携拠点病院」及び「地域がん診療連携病院」が行う、がん医療従事者研修事業、在宅緩和ケア地域連携事業、がん相談支援事業などに補助することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立する。

補助先 18病院(指定：22病院(拠点20病院、診療2病院))

21 小児慢性特定疾病医療費（昭和46年度開始）

478,597千円

小児慢性疾病のうち特定の疾患に罹患している児童に対して治療研究（医療給付等）を行い、その医療の確立と普及を図る。

給付対象疾患群 悪性新生物など16疾患群

22 公的精神科病院等運営費補助金（平成28年度開始）

289,370千円

地域の精神医療の維持を図るため、市町村から助成を受けてきた公的病院に対し補助する。

補助先 3病院

23 精神科救急医療体制整備事業費（平成10年度開始）

119,061千円

休日・夜間等における緊急な精神科医療を必要とする精神障がい者等のために、精神科救急医療体制を整備し、適切な医療及び保護の機会の確保を図る。

実施体制 8ブロック・9輪番体制

24 災害派遣精神医療チーム体制整備事業（平成27年度開始）

674千円

災害時における専門的な心のケアに関する緊急支援体制の強化と円滑な対応を行うため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制強化を図る。

25 育成医療給付費（昭和29年度開始）

36,162千円

障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。

2 だれもが安心できる医療の確保のために

対象者	18歳未満
給付内容	入・通院 (肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、その他の内臓機能障がい、肝臓機能障がい、免疫の機能の障がい)

道26 乳幼児等医療給付事業費補助金（昭和48年度開始）

3,236,444千円

乳幼児等の疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対して助成する。

補助先	市町村等
補助率	医療費 1/2以内（夕張市は10/10以内） 事務費 1/2以内（夕張市は10/10以内）

道27 ひとり親家庭等医療給付事業費補助金（昭和48年度開始）

1,110,320千円

ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対して助成する。

補助先	市町村等
補助率	医療費 1/2以内（夕張市は10/10以内） 事務費 1/2以内（夕張市は10/10以内）

28 未熟児養育医療給付費（昭和33年度開始）

81,731千円

母子保健法に基づき、未熟児を健康に育てるために指定医療機関に入院させ必要な医療の給付を行う市町村の必要な医療費に対し一部負担する。

29 療育医療給付費（昭和36年度開始）

417千円

児童福祉法に基づき、骨関節結核、一般結核にかかっている児童を指定療育機関に入院させ、専門的な治療と併せて学校教育に必要な学用品等を支給し、児童の心身両面の育成を図る。

対象者	18歳未満
給付内容	入院、学用品、日用品

30 周産期医療システム整備事業費（平成13年度開始）

501,484千円

地域において、妊娠、出産から新生児期に至る総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図る。

① 運営費補助金	補助先 24か所
	補助率 1/3(国1/3)

- ② 周産期救急情報システム運営費
- ③ 周産期医療関係者研修事業費

31 周産期医療対策支援事業費（平成21年度開始）

166,777千円

へき地の産科医療機関や周産期センター等への支援により、周産期医療体制の確保を図る。

- | | | |
|-----|--------------------------|-----------|
| (1) | 産科医療機関確保事業 | 114,050千円 |
| | 不採算産科医療機関への運営費等に対する補助 | |
| | 補助先 医療機関 5病院 | |
| | 補助率 10/10（国1/2、道1/2） | |
| (2) | 分娩取扱施設整備事業 | 21,298千円 |
| | 分娩を取り扱う医療機関の整備に対する補助 | |
| | 補助先 医療機関 2病院 | |
| | 補助率 1/3（国1/3） | |
| (3) | 小児及び周産期医療施設、地域療育支援施設整備事業 | 31,429千円 |
| | 地域療育支援施設の整備に対する補助 | |
| | 補助先 医療機関 1病院 | |
| | 補助率 1/3（国1/3） | |

道32 救急勤務医・産科医等確保支援事業（平成21年度開始）

115,365千円

救急医療機関において休日及び夜間の救急医療に従事する医師や、地域でお産を支える産科医等、NICUにおいて新生児医療を担当する新生児科医に手当を支給することにより、処遇改善を通じた医師の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し研修医手当を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。

また、NICUにおいて新生児医療を担当する新生児科医に手当を支給することにより、高度医療において需要が高まっている新生児科医の確保を図る。

- | | | |
|-----|---|----------|
| (1) | 救急勤務医手当 | 42,528千円 |
| | 過酷な勤務状況にある救急医等の処遇改善を目的として支給されている手当の一部に対する補助 | |
| | 補助先 医療機関 34か所 | |
| | 補助率 1/3（道1/3） | |
| (2) | 新生児医療担当医手当 | 2,919千円 |
| | NICUにおいて新生児医療を担当する医師の処遇改善を目的として支給されている手当の一部に対する補助 | |
| | 補助先 医療機関 5か所 | |
| | 補助率 1/3（道1/3） | |
| (3) | 分娩手当 | 69,318千円 |
| | 分娩を取り扱う産科医及び助産師の処遇改善を目的として支給されている手当の一部に対する補助 | |
| | 補助先 医療機関 56か所 | |
| | 補助率 1/3（道1/3） | |
| (4) | 研修医手当 | 600千円 |

2 だれもが安心できる医療の確保のために

産科医研修を受け入れている医療機関への補助

補助先 医療機関 1か所

補助率 1/3 (道1/3)

33 認知症疾患医療センター運営事業費（平成22年度開始）

28,968千円

認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状及び身体合併症等に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健・医療・介護関係者への研修等を行う認知症疾患医療センターを設置し、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。

補助先 医療法人等

補助率 10/10 (国1/2、道1/2)

地域保健医療の推進に向けた体制づくり

道1 シックハウス対策費（平成13年度開始）

871千円

道の総合的なシックハウス対策における、道民の健康づくりとして、シックハウス症候群等に対する取り組みを進める。

- (1) 室内化学物質の保健所及び衛生研究所における検査、並びに健康被害に対する相談
- (2) 市町村及び住民に対する講習相談会の開催

【シックハウス症候群】

新築したばかりの家等で、建材などから発生するホルムアルデヒドや揮発性化学物質（VOC）による室内空気汚染により、頭痛、吐き気などの症状が起こること。

【化学物質過敏症】

化学物質に比較的長期かつ大量に接触した後、ある時期に極めて微量の化学物質に接触しただけで、頭痛、全身倦怠感、集中力の低下などの不定愁訴を訴える症状が出現すること。

新 2 アレルギー疾患対策事業費（平成30年度開始）

1,077千円

アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しくそのアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療体制の整備を行う。

- (1) アレルギー疾患医療拠点病院の活動
- (2) 北海道アレルギー疾患医療連絡協議会の開催

道3 心身障がい者（児）歯科診療事業費補助金（昭和57年度開始）

5,536千円

心身障がい者（児）の歯科診療を促進するため、歯科保健センター等で障がい者（児）歯科診療を行う市、日本赤十字社北海道支部及び郡市歯科医師会の事業に対し助成する。

補助先 一般社団法人北海道歯科医師会、釧路市、日本赤十字社北海道支部

実施箇所 6か所（6圏域）

4 特定疾患医療費（昭和47年度開始）

8,562,650千円

原因が不明で治療方法が未確立ないわゆる難病のうち、特定の疾患について治療研究（医療費助成）を行い、治療方法の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担を軽減する。

- (1) 特定疾患治療研究事業 国庫補助 5疾患
道単独 26疾患
- (2) 特定医療（指定難病） 国庫負担 331疾患
- (3) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業
- (4) ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業
- 新 (5) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

5 患者対策推進費（昭和45年度開始）

22,910千円

特定疾患等患者に対する受給者証の交付などを行い、特定疾患等の患者対策を推進する。
また、本道出身のハンセン病療養所入所者に対する慰問・援護事業及び普及啓発を行う。

道6 北海道難病連補助金（昭和48年度開始）

15,426千円

難病関係各団体の活動を支援し、難病患者の療養指導を行うとともに、医療講演会などの難病に対する正しい知識の普及啓発事業に対して助成する。

補助先 一般財団法人北海道難病連

7 難病センター運営費補助金（昭和57年度開始）

31,623千円

難病患者と家族の生活・医療等に関する相談、指導及び難病に関する知識の普及と研修等を行う難病センターの運営費に対して助成する。

補助先 一般財団法人北海道難病連

8 難病患者等居宅生活支援事業費（平成10年度開始）

527千円

難病患者等の居宅における療養生活を支援することにより、福祉の向上を図る。

- (1) 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業
- (2) 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業

9 難病対策促進事業費（平成10年度開始）

76,970千円

在宅医療の促進や在宅の難病患者に対する療養支援の充実など、保健・医療・福祉の連携による総合的な難病対策の促進を図る。

- (1) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業
- (2) 難病患者地域支援対策推進事業

2 だれもが安心できる医療の確保のために

- ① 在宅療養支援計画策定・評価事業
- ② 医療相談事業
- ③ 在宅難病患者検診相談事業
- (3) 神経難病患者在宅医療支援事業
- (4) 重症難病患者入院施設確保事業
- (5) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

10 人工腎臓装置不足地域設備整備費補助金（平成18年度開始）

4,608千円

透析医療の地域格差を解消するため、人工腎臓装置不足地域における人工腎臓装置整備事業に対し助成する。

補助先 1医療機関

11 難病患者等地域支援対策推進事業（平成28年度開始）

1,350千円

難病に関する地域の実情・課題の分析及び解決に向けた検討、地域支援ネットワークの構築について協議するため、難病対策地域協議会及び慢性疾患児童等地域支援協議会を設置する。

12 特殊歯科保健医療推進事業費（平成19年度開始）

4,506千円

一般の歯科診療では対応が困難な有病者・障がい者に対する歯科医療に対応するため、特殊な歯科医療に対応できる歯科医師の育成や通院が困難な在宅療養患者に対する訪問健診等を実施し、地域の歯科保健医療の充実を図る。

道13 臓器等移植対策事業費（昭和59年度開始）

8,002千円

末期的臓器不全患者にとって唯一の根治的治療法である臓器移植の普及を図るため、関係団体等が行う次の事業に対し助成するとともに、白血病や重症再生不良性貧血などの根治的治療法である骨髄移植を推進するため、骨髄提供希望者（ドナー）登録受付業務を保健所において実施する。

- (1) 都道府県コーディネーター設置事業
委託先 公益財団法人北海道移植医療推進財団
- (2) 指定HLA検査センター運営事業
補助先 市立札幌病院
- (3) 骨髄提供者登録推進事業費
登録受付保健所 16か所

道14 重度心身障がい者医療給付事業費補助金（昭和48年度開始）

4,970,274千円

重度心身障がい者の健康保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対して助成する。

補助先	市町村等
補助率	医療費 1/2以内（夕張市10/10） 事務費 1/2以内（夕張市10/10）

15 地域人権啓発活動活性化事業費【ハンセン病を正しく理解する週間に係る啓発事業】
（平成20年度開始：環境生活部計上）

101千円

ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会を開催する。

医療の安全確保と医療サービスの向上に向けた環境づくり

1 救急医療情報システム事業費（昭和61年度開始）

159,344千円

救急医療及び災害時の医療対応等に必要な情報の収集・提供を迅速かつ的確に行うため、救急医療機関・消防機関・情報案内センターなどをインターネットを活用したパソコンシステムで結ぶ総合的な医療情報ネットワークシステムの整備運営を行う。

道2 医療指導監視費（昭和23年度開始）

3,424千円

医療提供体制の確保等を図るため、医療法に基づき病院・診療所の開設許可、使用検査及び医療監視等を行う。

道3 医療安全支援センター運営費（平成15年度開始）

2,538千円

医療に関する患者の苦情や相談等に的確かつ迅速に対応する医療安全支援センターを設置し、道民の医療に対する不安解消と医療サービスの質の向上を図る。

事業内容	① 医療安全支援センターの運営	1,384千円
	② 医療安全推進協議会の開催	852千円
	③ 相談窓口の運営	302千円

道4 医療機能情報公表制度運営費（平成19年度開始）

3,245千円

住民・患者による病院、診療所、助産所及び薬局等の適切な選択を支援するため、医療機関等から提出された情報を取りまとめ、住民・患者に対し分かりやすい形で提供（インターネット等により公表）を行う。

道5 衛生検査精度管理指導対策費（昭和61年度開始）

999千円

病院等の委託を受けて検体検査を行う衛生検査所の検査精度の向上を図るため、精度管理専門委員による立入検査及び道立衛生研究所を活用した外部精度管理調査を行う。

- ① 実地調査
- ② 精度管理専門委員会の運営
- ③ 外部精度管理調査（ブラインド調査）

道6 薬務指導監視費（昭和23年度開始）

25,790千円

- (1) 医薬品等指導監視費 18,004千円
医薬品等の品質確保を図るため、医薬品医療機器法に基づく許可事務や立入検査及び無承認無許可医薬品の買上検査等を行う。
- (2) 毒物劇物指導監視費 3,475千円
毒物及び劇物による危害防止を図るため、毒物及び劇物取締法に基づく登録事務や立入検査等を行う。
- (3) 血液製剤指導監視費 108千円
輸血用血液製剤の品質確保を図るため、採血業者に対する立入検査や輸血用血液製剤の抜取検査を行う。
- (4) 有害家庭用品規制指導監視費 740千円
家庭用品による事故防止を図るため、有害物質を含有するおそれのある家庭用品の試買検査を行う。
- (5) 医薬品等情報提供推進費 3,463千円
道民の薬に対する正しい知識の普及や適正使用の推進を図るとともに、医薬品成分を含有する健康食品等による健康被害の発生を未然に防止するため、「ほっかいどう・おくすり情報室」を設置し、総合的な情報提供及び相談を行う。
委 託 先 一般社団法人北海道薬剤師会

7 健康情報拠点推進事業費（平成28年度開始）

5,639千円

地域包括ケアの中で、かかりつけ薬剤師・薬局が服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導等の機能を果たすよう取り組みを進めるとともに、かかりつけ薬剤師・薬局について普及啓発を行う。

委 託 先 一般社団法人北海道薬剤師会

道8 献血推進対策費（平成9年度開始）

491千円

道民の医療に必要な安全な血液製剤を献血により確保するため、関係団体等と献血推進方策について協議、検討するとともに、地域の特色を生かした啓発活動を行う。